

ねんきん ワンポイント

保健福祉課戸籍年金係
☎52 2144

忘れていませんか？
国民年金の種別変更手続き

日本に住む20歳から60歳になるまでのすべての方は、必ず国民年金に加入します。

国民年金の加入者は、次の3つの「種別」に分けられ、転職、退職、結婚などにより加入種別に変更があったときにはその都度、市区町村の国民年金担当窓口で手続きが必要です。

ただし、会社に就職（第2号被保険者に該当）した場合は、自分で手続きする必要はありませんが、事業主へ年金手帳（基礎年金番号通知書）を提出してください。また、第3号被保険者に該当する場合は、配偶者の勤務先の事業主を経由して「第3号被保険者に関する届書」を

社会保険事務所へ提出していただくこととなります。

種別変更の手続きを忘れると将来、老齢基礎年金が受けられなかったり、減額されたりすることがありますし、病気やけがで障害の状態になったときの障害基礎年金や一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が支給されないこともありまので、忘れずに手続きをしてください。

第1号被保険者

自営業者、学生などその配偶者（第2号、第3号被保険者に該当しない方）

第2号被保険者

会社員や公務員（厚生年金、共済組合に加入している方）

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

Q & A

Q：夫（56歳）が今年3月末で会社を辞めた後、手続きを忘れていました。今から手続きをしないと、どうなりますか。

A：4月中に夫が厚生・共済年金に加入していなければ、まずは国民年金への加入の手続きが必要となります。（さかのぼって4月からの加入となります。）

印鑑と会社を辞めた日付のわかる書類をお持ちになって役場戸籍年金係の窓口で手続きを行ってください。手続きを行うことよって、夫は2号から1号へ、奥様は3号から1号へ変更となります。後日、社会保険事務所より納付書が送付されますので、お支払いしていただきますようお願いいたします。

なんらかの理由で、国民年金保険料をお支払いできない時は、免除の該当となる場合があります。その場合は、種別変更の手続きと併せて免除申請の手続きができますので、申し出てください。

注意していただきたいのが、本年の免除期間が7月から翌年6月までです。この場合、4月から6月については免除の該当期間とはなりませんので、お支払いしていただく必要があります。

わたしのまち

(平成18年10月末日現在)

人口 2,959人 (13)
男 1,514人 (11)
女 1,445人 (2)
世帯数 1,454戸 (5)
()内は前月比

お誕生おめでとう

住所	氏名	生まれた日	お悔やみ申し上げます	氏名	亡くなった日	年齢
幾寅	中村 孝輝	平成18年10月10日	幾寅	澤田 正雄	平成18年9月29日	94
			北落合	鹿野 重雄	平成18年9月30日	92
			幾寅	十河 正夫	平成18年10月2日	84
			幾寅	醫王田 利徳	平成18年10月11日	73
			幾寅	榊 竹シナ	平成18年10月15日	86
			北落合	鈴木 幹雄	平成18年10月21日	76
			幾寅	荒木 長勲	平成18年10月25日	74